

平成30年度 京都市手話言語条例推進方針等に係る懇話会 次第

日時：平成31年3月18日（月）
午後1時～午後3時
場所：京都市聴覚言語障害センター研修室

- 1 開会
- 2 座長指名（座長代理の指名）
- 3 経過説明
- 4 テーマ等
 - (1) 「施策の推進方針」に基づく事業の進捗、今後の予定
 - (2) テーマ別協議の場の設定
 - (3) 次期推進方針の策定スケジュール等
- 5 閉会

≪配布資料≫

- (1) 京都市手話言語がつなぐ心豊かな共生社会を目指す条例
- (2) 京都市手話言語条例推進方針等に係る懇話会開催要綱
- (3) 京都市手話言語がつなぐ心豊かな共生社会を目指す条例に基づく手話に関する施策の推進方針
- (4) 委員名簿
- (5) 議題資料
 - 資料1-1 京都市手話言語がつなぐ心豊かな共生社会を目指す条例に基づく手話に関する施策の推進方針に基づく主な取組について
 - 資料1-2 施策の推進方針に係る取組及び平成31年度の施策の推進方針に係る取組案
 - 資料2 「施策の推進方針」の今後の進め方等について
 - 参考資料 「京都市手話言語がつなぐ心豊かな共生社会を目指す条例」及び「京都市手話言語条例推進方針等に係る懇話会」について

京都市手話言語がつなぐ心豊かな共生社会を目指す条例に基づく手話に関する施策の推進方針に基づく主な取組について

1 条例制定後、推進方針策定まで（平成28年度）の取組

(1) 京都市手話言語条例制定記念キックオフイベントの開催

- ・ 日 時 平成28年6月18日（於：ハートピア京都大会議室）
- ・ 次 第 条例制定の経過説明、手話劇、手話ワンポイントレッスン等
- ・ 来場者数 延べ250名

(2) 映画「聲の形※」とタイアップした周知・啓発

PR動画の作成・放映，市民しんぶんへの特集記事の掲載など

※ 少年と聴覚障害のある少女の交流を描いた作品

(3) 各区ふれあいまつり等への手話体験ブースの出席

(4) 啓発リーフレットの作成・配布

手話言語条例や本市施策に関する説明，また，聴覚障害のある方の困りごと等を記載したリーフレットを作成（平成29年度も改定版を作成）

【平成28年度版】

【平成29年度版】



※ 詳細は別紙参照

(5) 手話研修の充実

- ・ 市民向け手話講座の充実
- ・ あいさつ等の簡単な手話が覚えられるよう，職員向け手話研修を新規実施

(6) 観光旅行者等への対応

観光事業者（京都ユニバーサルナビ登録施設職員，京都観光おもてなしコンシェルジュ）向けの手話研修の新規実施

(7) 全国手話言語市区長会への加入

平成28年6月に設立された同会へ京都市長が加入（平成29年6月には、副会長に就任）

2 推進方針策定後（平成29年度以降）の取組例（新規・充実のみ掲載）

(1) インターネット議会中継への手話通訳の導入

平成29年5月から、本会議及び予算・決算特別委員会市長総括質疑のインターネット議会中継において、手話通訳を導入。

【中継イメージ】



(2) 市民向け手話学習番組の作成・放映

- ・ しゅわしゅわ京都（KBS京都：5分間の番組で、各年度10回、放送期間中の火曜日午後8時55分から放送。）を作成。放送後もKBS京都ホームページとyoutubeで閲覧可能。
- ・ また、番組自体を学校における教材としても使用。
- ・ 平成30年度は、市内小学校における手話の取組を番組内で紹介。

【KBS京都ホームページ】



- (3) 学校における手話の啓発
- ・ 児童・生徒向けの手話リーフレットの作成，配布（18,000部）
 - ・ 手話学習教材として，教員が活用できるビデオ教材の作成
 - ・ 平成30年度は，「小学生のための音楽教室」において，京都市歌のサビ部分で児童全員が手話表現することで，手話に対する理解促進，啓発を実施
- (4) 手話研修の充実
中途失聴・難聴者向け手話講座の新規実施
- (5) 観光旅行者等への対応
「おもてなし手話イラスト会話帳」を作成し，京都ユニバーサル観光ナビホームページに掲載

【おもてなし手話イラスト会話帳】



・ 区民ふれあいまつり等のイベントにおいて、当事者から手話の学び、体験できるブースを出展する。	・ 出展イベント数：13イベント ・ 体験者数：829名	・ 出展イベント数：11イベント ・ 体験者数：643名	・ 出展を継続
---	---------------------------------	---------------------------------	---------

ホームページ, リーフレット, マスメディア等を活用した手話に対する理解の促進

・ 市ホームページ内に、手話に関するページを新設し、手話講座動画の掲載や、聴覚障害の特性、手話通訳者の仕事内容、手話サークルの紹介等の手話に関する情報を提供する。

・ 手話に関するページを新設し、条例やリーフレット、手話学習番組を紹介

・ しゅわしゅわ京都の映像をアップロード

・ 動画掲載等を継続

・ 手話の意義や聴覚障害の特性を説明するとともに、手話を学ぶ方法(手話講座や自主的サークル等)を紹介したリーフレットを作成する。【充実】

・ 平成30年3月発行予定(7,000部印刷)
・ 区役所・支所、聴覚言語障害センター等で配布

・ リーフレットの継続配布

・ リーフレットの継続配布

・ 初めて手話を学ぶ方向けの手話学習番組を作成し、マスメディアで放映する。

・ 手話学習番組「しゅわしゅわ京都」を制作し、KBS京都で放映(平成29年7月25日～9月26日。毎週火曜日午後8時55分から全10回)
・ 番組及び京都市HPから、放映後も番組を閲覧可能。また、学校において教材として使用。

・ 手話学習番組「しゅわしゅわ京都」を制作し、KBS京都で放映(平成30年10月2日～12月4日。毎週火曜日午後8時55分から全10回)
・ 番組及び京都市HPから、放映後も番組を閲覧可能。また、学校において教材として使用。

・ 継続して制作・放映(予定)

市民等が手話を学習する機会の提供

・ すべての市職員が、手話に関心を持つ機会を拡充するとともに、聴覚障害を正しく理解し、あいさつ等、窓口対応などで活用できる手話を学ぶための機会を提供する。

・ 研修「手話講座」の開催(13名受講)
・ 研修「ワンポイント手話講座」の開催(47名受講)
・ 「新規採用職員研修」に手話科目設定(236名受講)
・ 「公務員基本理念研修」に手話科目設定(381名受講)

・ 「手話講座」の開催(15名受講)
・ 「ワンポイント手話講座」の開催(35名受講)
・ 「新規採用職員研修」で手話科目設定(238名受講)
・ 「公務員基本理念研修」で手話科目設定(354名受講)
・ 「新任主任級職員研修」で手話科目設定(182名受講)

・ 継続して開催

・ 手話に触れたことのない市民向けの手話体験の講座を開催する。

・ 手話入門体験講座の開催
① 平成29年10月11・18・25日
南区社協ボランティアセンター(18名受講)
② 平成29年10月12・19・25日
北文化会館(25名受講)
③ 平成29年10月28日、11月4・11日
聴覚言語障害センター(24名受講)

・ 手話入門体験講座の開催
① 平成30年6月16・23・30日
京都ラポール(33名受講)
② 平成30年9月29日、10月6・13日
西文化会館ウエスティ(16名受講)
③ 平成30年9月7・14・21日
醍醐交流会館(12名受講)

・ 継続して開催

・ 初めて本格的に手話を学習する市民向けの手話講座の定員を拡充する。

・ 手話講座(入門・基礎)の開催
入門：5月11日～8月24日(16回)
基礎：9月7日～翌2月1日(20回)
※ 入門・基礎とも年1⇒2クールに充実
・ 入門修了者数：116名
・ 基礎修了予定者数：80名

・ 手話講座(入門・基礎)
入門：5月10日～8月30日(16回)
基礎：9月6日～翌1月31日(20回)※各木曜
※ 昼(午後1時～3時)夜(午後7時～9時)
・ 入門修了者数(昼：44名・夜：84名)
・ 基礎修了者数(昼：39名・夜：70名)

・ 継続して開催

児童生徒に向けた学校教育の場での理解促進

・ 聾学校と市立学校の児童生徒の交流学習を実施する。

・ 御室小学校との交流学習を実施

・ 継続して実施

・ 継続して実施

・ 学校において、当事者との手話の体験・交流学習(ほほえみ交流活動支援事業)や手話学習への講師派遣事業を実施する。

・ ほほえみ交流活動支援事業における「手話」をテーマにした実施件数
手話体験・交流学習 14件
出前講演 1件
・ 講師派遣事業 18件

・ ほほえみ交流活動支援事業における「手話」をテーマにした実施件数
手話体験・交流学習 14件
出前講演 1件
・ 講師派遣事業 17件(2月時点)

・ 継続して実施

・ 児童・生徒向けの手話について学級リーフレットを作成し、市立学校に配布する

	<ul style="list-style-type: none"> ①平成29年11月15日 中学校採用1年目教員・養護教員研修会 受講者167名 ②平成30年11月6日 中学校採用1年目教員・養護教員研修会 受講者63名 	継続して実施
<ul style="list-style-type: none"> 総合教材ポータルサイトにおいて、手話研修の映像を掲載するとともに、手話辞典や手話動画サイトを紹介する。 	<ul style="list-style-type: none"> 手話学習のヒントとなる「モデル授業」のビデオ教材等を作成し、学校における取組の拡大を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 継続して掲載 継続して掲載
<ul style="list-style-type: none"> カリキュラム開発支援センターに手話関連資料を配架するとともに貸出を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 手話テキスト、手話ソング、手話で歌う教科書の歌他、関連書籍を配架・貸出 	<ul style="list-style-type: none"> 継続して実施 継続して実施

報を取得する機会の拡大に関すること。

話による情報取得等に関する支援の促進

<ul style="list-style-type: none"> 当事者の必要に応じて、利用料無料で手話通訳者を派遣する。 	<ul style="list-style-type: none"> 派遣件数：4,268件 	<ul style="list-style-type: none"> 派遣件数（2月末時点）：4261件 	<ul style="list-style-type: none"> 継続して実施
<ul style="list-style-type: none"> 京都市聴覚言語障害センターにおいて、手話通訳等の派遣コーディネイト、手話の入った視覚資料の貸出を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 貸出件数：120件 	<ul style="list-style-type: none"> 貸出件数：109件(2月末) 	<ul style="list-style-type: none"> 継続して実施

や市会における手話での情報取得等の機会の拡大

<ul style="list-style-type: none"> 区役所や地域リハビリテーション推進センター等、当事者が利用する機会の多い窓口に、手話通訳嘱託員を配置する。 	<ul style="list-style-type: none"> 配置人数：12名 配置箇所数：16箇所（各区役所、支所等） 通訳件数（1月末時点）：7,138件 	<ul style="list-style-type: none"> 配置人数：12名 配置箇所数：16箇所（各区役所、支所等） 通訳件数（1月末時点）：5,761件 	<ul style="list-style-type: none"> 継続して配置
<ul style="list-style-type: none"> 区役所等に配置している手話通訳嘱託員の不在時の当事者への対応方法について検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> 対応方法について内部検討 	<ul style="list-style-type: none"> 遠隔手話サービスについて、事業者ヒアリングを実施 	「テーマ別協議の場」での
<ul style="list-style-type: none"> 市ホームページに掲載している行政情報について、手話による情報発信を促進する。 	<ul style="list-style-type: none"> 手話条例の手話動画の作成を検討 	(改めて意見を伺いたい項目)	お聞きした意見を踏まえて
<ul style="list-style-type: none"> 市主催イベントにおけるステージ等への手話通訳の配置を促進する。 	<ul style="list-style-type: none"> 市役所内で配置に係る依頼文を発出 	<ul style="list-style-type: none"> 継続して依頼 	<ul style="list-style-type: none"> 継続して依頼
<ul style="list-style-type: none"> インターネット議会で中継に手話通訳を導入する。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成29年5月に、本会議及び予算・決算特別委員会市長総括質疑のインターネット議会で中継（生中継及び録画放映）に手話通訳を導入 	<ul style="list-style-type: none"> 継続して実施 	<ul style="list-style-type: none"> 継続して実施

業者等における手話での情報取得等の機会の拡大

<ul style="list-style-type: none"> 観光案内所をはじめとする観光事業者や「京都観光おもてなしコンシェルジュ」への手話研修を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成29年9月28日、観光施設の事業者及び接客業に携わっておられる方を対象に、「京都市おもてなし手話実地研修会」を二条城で開催（定員40名、参加者40名） 	<ul style="list-style-type: none"> 平成30年10月10日、観光施設の事業者及び接客業関係者を対象に「京都市おもてなし手話実地研修会」を二条城で開催（参加者16名） 	<ul style="list-style-type: none"> 継続して実施
<ul style="list-style-type: none"> あいさつや観光客をおもてなしするための簡単な会話等の手話を記載した手話イラスト集を作成し、観光事業者等に配布する。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成29年9月、「おもてなし手話イラスト会話帳」（別紙）を京都ユニバーサル観光ナビホームページに掲載 	<ul style="list-style-type: none"> 継続して掲載 	<ul style="list-style-type: none"> 継続して掲載
<ul style="list-style-type: none"> 観光以外の事業者を対象とした手話研修を実施するとともに、事業者が自主的に手話の学習を希望する場合の講師紹介の仕組の整備に向け 	<ul style="list-style-type: none"> 講師紹介の仕組について内部検討 	<ul style="list-style-type: none"> 聴覚言語障害センターにおいて、講師紹介を実施 	<ul style="list-style-type: none"> 継続して実施
<ul style="list-style-type: none"> 公共交通機関、消防、病院等の生活基盤に関わる機関における、手話通訳の配置を促進するため、情報提供を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> (1)平成29年11月15日 中学校採用1年目教員・養護教員研修会 受講者167名 		

	<ul style="list-style-type: none"> 取組の方向性について内部検討（広域的な視点での実施の必要性） 	<ul style="list-style-type: none"> (福)京都聴覚言語障害者福祉協会が、大阪・滋賀の各聴覚障害者情報提供施設と共同で、電話リレーサービスを実施中 遠隔手話サービスについて、事業者ヒアリングを実施 	「テーマ別協議の場」での
--	--	--	--------------

及び習得の支援並びにコミュニケーションの手段として手話を選択しやすい環境の整備に関すること。

事業者（聴覚に障害のある乳幼児、児童生徒含む）やその家族等への啓発及び情報提供

・医療機関や福祉施設等の関係機関の協力のもと、手話の意義や、手話の獲得又は習得を希望する場合の相談先等の情報を、市ホームページより提供する。

・(1)②で作成したリーフレットに、手話の意義や、手話に触れることのできる聴覚障害児向け放課後等デイサービス等について掲載

・継続して実施

・継続して実施

事業者及びその家族等の手話獲得及び習得に関する支援の推進

・要約筆記を併用しながら手話を学ぶことのできる、中途失聴者、難聴者及びその家族等を対象とした手話講座を実施する。

・中途失聴・難聴者向け手話講座の開催
9月5日～11月21日（10回）
受講者数：延448名

・中途失聴・難聴者向け手話講座の開催
9月4日～11月27日（9回）
受講者数：延286名

・継続して開催

・京都市聴覚言語障害センターにおいて、当事者の相談、検査、指導及び訓練等を行う。

・一般相談件数：486件
・聴力検査来所者数：372名 等

・一般相談件数：451件(2月末現在)
・聴力検査来所者数：315名(2月末現在) 等

・継続して実施

・学生や市民の手話ボランティア(軽易な内容についての通訳や、手話を学びたい当事者やその家族等への手話の習得支援を行う。)による支援について検討する。

・実施内容及び方法を内部検討

(改めて意見を伺いたい項目)

お聞きした意見を踏まえて

の確保及び養成をはじめとする、手話による意思疎通の支援の拡充に関すること。

手話通訳者確保に向けた養成事業の充実

・手話通訳者に必要な資格取得を目指す方のための養成講座を充実するとともに、講座受講者を増やすために、ホームページ等で周知を進める

・平成29年5月～養成講座実施
基本編修了者数：24名
応用編修了者数：24名
実践編修了者数：15名
・(1)②で作成したリーフレットに、手話通訳者の仕事について掲載

・手話通訳者養成講座実施
(基本編 5月～11月 月曜) 修了者数：22名
(応用編 5月～12月 日曜) 修了者数：20名
(実践編 5月～11月 火曜) 修了者数：26名

・継続して実施

手話通訳者が活動しやすい環境の整備

・手話通訳者の報酬改善等活動しやすい環境整備に向けた検討を進める。

・手話通訳者と要約筆記者の派遣時間に係る考え方を統一

・継続して検討

・継続して検討

「施策の推進方針」の今後の進め方等について

「施策の推進方針」については、資料 1 のとおり各取組項目について施策を進めてきたところです。取組を進めるための検討を行うとともに、懇話会等において委員の皆様のお意見を伺いする中で、「施策の推進方針」の具体的取組の実現を図っていくためには、その目的や意図を改めて検討し、実施する施策を明確にする必要がある項目や、行政だけで取り組むのでは実現が難しく、主に関係機関と十分に協力連携して進めるべき項目などが明らかになってきたものと考えております。

また、現在の推進方針は、平成 29 年度から平成 31 年度までを取組年度としており、平成 31 年度は最終年度に当たります。このため次期推進方針の策定についても検討していく必要があります。

こうした事情を踏まえ、平成 31 年度は、次のとおり取り組んでまいります。

1 実施する施策を明確にしていく必要がある取組項目

今回の懇話会において改めて御意見をお聴きし、目的や意図を十分に検討したうえで、平成 31 年度の取組の検討を進めてまいります。

(取組項目名)

- ・ 市ホームページに掲載している行政情報について手話による情報発信を促進する。
- ・ 学生や市民の手話ボランティアによる支援のコーディネートについて検討する。

2 「テーマ別協議の場」により検討をする取組項目

施策実施の主体となる関係機関により構成する「テーマ別協議の場」において具体的な実務者協議を進めます。本協議は実務協議の場と位置付けます。

そのうえで、施策の実施内容案について懇話会に御報告し、御意見をお伺いすることとします。

また、障害当事者団体をはじめとする関係懇話会委員にも、協議の場での検討内容に応じて、「テーマ別協議の場」への出席をお願いする、個別に随時御意見をお伺いするなどの方法により、適宜、御意見をお聞きしつつ検討を進めてまいります。

(取組項目名)

- ・ 区役所等に配置している手話通訳嘱託員の不在時の当事者への対応方法
- ・ 遠隔手話サービスや電話リレーサービス等、新たな技術を活用した手話による情報取得手段の導入検討

3 次期推進方針の策定について

平成31年度は、次期推進方針の策定を行う必要があるため、全3回程度の懇話会の開催を予定しております。スケジュール（予定）は次のとおりです。

2019年 7月 ～8月頃 素案に係る意見聴取

11～12月頃 案に係る意見聴取

2020年 2～3月頃 次期推進方針の策定

開催に当たりましては、できる限り早い段階で日程調整を行わせていただきますので、何卒、よろしくお願いいたします。

「京都市手話言語がつなぐ心豊かな共生社会を目指す条例」及び 「京都市手話言語条例推進方針等に係る懇話会」について

1 条例の概要

平成28年3月、「京都市手話言語がつなぐ心豊かな共生社会を目指す条例」が市議会議員全員により提案され、全会一致で可決のうえ制定され、同年4月から施行されました。

本条例は、手話に対する理解の促進及び手話の普及に関し、その基本理念を定めて、本市、市民及び事業者の責務と役割を明らかにするとともに、手話に関する施策に係る基本となる事項を定めることにより、手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって相互に人格と個性を尊重することができる豊かな共生社会を実現することを目的として、制定したものです。

主な内容は、次のとおりです。

- (1) 手話に対する理解の促進及び手話の普及は、手話が音声言語と同様にコミュニケーションに不可欠な言語であること及びろう者をはじめ、中途失聴者、難聴者その他の手話を必要とする人が、より豊かな生活や人間関係を築くため手話によりコミュニケーションを円滑に図る権利を有することを前提とし、全ての人が相互に人格と個性を尊重することを条例の基本理念としています。
- (2) 本市、市民、事業者が条例の基本理念を共有し、共に取り組むため、「本市の責務」、「市民の役割」、「事業者の役割」について定めています。
- (3) 本市、市民、事業者がもてなしの心を持ち、手話を必要とする観光旅行者その他の滞在者が、安心して滞在することができるよう、「観光旅行者その他の滞在者への対応」について定めています。
- (4) 手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための「推進方針」について定めています。
- (5) 手話に関する施策等に、手話を必要とする方やその関係者等の意見が反映されるよう、当事者の方の意見を聴くため、「推進方針等についての協議の場」について定めています。
- (6) 学校教育の場において、児童及び生徒が手話に接する機会の提供等手話に親しむための取組を通じて、手話に対する理解を促進するため、「学校における理解の促進等」について定めています。

2 「京都市手話言語条例推進方針等に係る懇話会」について

同条例第7条において、「市長は、手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための方針（以下「推進方針」という。）を定めなければならない。ただし、推進方針は、市長が別に定める障害者に係る計画と調和のとれたものでなければならない。」と規定されており、また、同条例第8条では、「市長は、推進方針及びこれに基づく施策の実施状況について、ろう者をはじめ、中途失聴者、難聴者その他の手話を必要とする人及び手話通訳者その他の関係者の意見を聴くため、これらの者との協議の場を設けなければならない。」と定められています。

この「協議の場」として、当懇話会は平成28年9月に設置され、以降、計4度開催し、関係者の皆様から、幅広い意見を聴取してまいりました。

【これまでの開催実績等】

- 平成28年度
 - 9月（第1回） 今後の方向性等を踏まえ、実施すべき具体的施策
 - 11月（第2回） 推進方針（骨子）（案）の提示
 - 3月（第3回） 推進方針（案）の提示
 - 同月 「京都市手話言語がつなぐ心豊か共生社会を目指す条例に基づく手話に関する施策の推進方針」策定
- 平成29年度
 - 3月（第1回） 当年度の実績報告、翌年度の取組予定の報告